

取扱説明書

《注意事項》

・初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認するものとする。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いません。

《確認事項》

・乙は、乙自動車の駐車のためにのみ本駐車場の使用を認められたもので、当該乙の権利が、借地借家法の適用を受けるものではないことを確認した。

・乙は、本駐車場が複合施設附帯の駐車場であり、月極利用者と時間貸利用者が共用していること、荷捌き車両と共用の車路を利用していること、駐車場への進入・退出路が混雑している場合は、入出庫に時間がかかる可能性があること、他の時間貸利用者より優先的に進入・退出することができないこと、搬出入時には一時的に入出庫を制限することを予め了承するものとする。

《パスカード(定期券)について》

(1) 本契約の締結と同時に、甲は乙に対して渋谷キャスト駐車場指定の定期券およびセキュリティカード（以下「定期券等」という。）を貸与するものとし、乙は、入出庫の際に定期券等を必ず携帯し本駐車場を利用するものとする。

(2) 乙は、本カードを紛失、毀損等により使用できなくなった場合、速やかに甲へ連絡しなければなりません。なお、乙は、再発行手数料として金3,000円（別途消費税等）を甲に支払うものとし、再発行まで数日を要します事を乙は予め了承するものとします。乙が、再発行されるまでの間に本施設を利用する場合には、一般駐車料金が課金されることを了承する。

(3) 乙は、定期券等を紛失、毀損等により使用できなくなった場合、甲へ速やかに連絡しなければならない。

(4) 乙は、甲から貸与された定期券等を紛失（盗難による紛失を含む。）し又は第三者に貸与等し又は不正使用に供したこと等に起因して、本駐車場又は本駐車建物のセキュリティを維持できない損害を生じせしめた場合には、その損害の責を負うものとする。

《リモコンについて》

- (1) 本契約の締結と同時に、甲は乙に対して渋谷キャスト駐車場指定のリモコン（以下「リモコン」という。）を貸与するものとし、乙は、入出庫の際にリモコンを必ず携帯し本駐車場を利用するものとする。
- (2) 乙は、本契約の終了後、直ちに甲へリモコンを返却するものとする。
- (3) 乙の不注意によりリモコンを破損、汚損、紛失等した場合には、再発行手数料としてリモコン1台につき、金10,000円也（消費税等別途）を甲に対し負担するものとする。なお、再発行に要する相当期間、乙は本駐車場が利用できないことについて予め了承するものとする。
- (4) 乙は、リモコンを紛失、毀損等により使用できなくなった場合、甲へ速やかに連絡しなければならない。
- (5) リモコンは、電池により機能するため、乙が適宜機能の確認を行い、必要に応じて乙の負担で電池の交換を行うものとする。
- (6) 乙は、甲から貸与されたリモコンを紛失（盗難による紛失を含む。）し又は第三者に貸与等し又は不正使用に供したこと等に起因して、本駐車場又は本駐車建物のセキュリティを維持できない損害を生じせしめた場合には、その損害の責を追うものとする。

《取扱説明書について》

- (1) 甲は、本契約締結後すみやかに取扱説明書を交付するものとする。
- (2) 乙は、本駐車場使用前に、前項の取扱説明書を熟読し、記載された注意事項や操作手順を遵守し本駐車場を使用するものとする。

《保管場所使用承諾証明書の発行》

- (1) 乙は、本駐車場において車庫証明の取得申請の必要がある場合、甲に対し、保管場所使用承諾証明書の発行を依頼し、当該証明書をもって所轄の警察署に申請を行うものとする。
- (2) 乙は、前項に定めるところにより、甲から保管場所使用承諾証明書の交付を受けようとする場合、その発行手数料として、甲所定の金額を甲に支払うものとし、甲は、乙による発行手数料の入金確認後1週間以内を目処に保管場所使用承諾証明書を乙に交付するものとする。
- (3) 乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して6ヶ月以内を解約日とする解約申し出はできない。
- (4) 乙は、本駐車場において車庫証明を取得した後、本契約が終了となる場合には、本契約終了後速やかに自動車の保管場所の確保に関する法律（以下「車庫法」という。）の定めるところにより自動車の保管場所の変更等の届出を警察署に行うものとする。

- (5) 乙は、前項に定める義務を履行しなかったことにより、甲又は他の本駐車場契約者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する責を負う。
- (6) 乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、本契約が終了した場合であっても、車庫法に定めるところにより、甲が公安委員会に対して報告又は資料の提出を行うために必要と認める照会に回答しなければならない。

《届出義務》

- (1) 乙は、旅行、出張又はその他の理由により2週間以上にわたり連絡先又は緊急連絡先を不在にする場合には、予め書面により甲にその旨を通知しなければならない。この通知を乙が怠り、緊急時に連絡がとれなかったときは、緊急時における乙自動車の処置を甲に委ねたものとみなす。
- (2) 乙は、本契約の記載事項のうち、登録自動車の車種、登録番号、色に変更を生じる場合には、予め甲に書面により通知し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、本契約の記載事項のうち、乙の住所、氏名又は連絡先（乙が法人の場合は担当者連絡先含む）に変更が生じた場合には、予め甲に書面により通知しなければならない。
- (4) 乙が、道路運送車両法第46条に規定される保安基準に適合するために実施する同法第62条に基づく継続検査（車検）又は修理等により一時的に乙自動車以外の車両を駐車する場合には、予め書面により甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

《提出義務》

- ・乙は、本契約の締結に際し、運転免許証の写しまたは住民票の写しを甲に提出しなければならない。但し、乙が法人の場合には、商業登記簿謄本またはそれに準ずる書面および主として本駐車場を利用する者の免許証の写しを提出するものとする。

《明渡し》

- (1) 本契約の期間満了、解約・解除、その他事由による本契約の終了に際しては、乙は甲の指示に従い本契約の終了日までに乙の責任と負担により乙自動車を本駐車場外へ搬出させ、駐車場を明け渡さなければならない。
- (2) 前項に定める乙の駐車場の明渡しが遅延した場合には、乙は本契約終了日（明渡し期日）の翌日から起算して甲が乙による明渡しを完了したと認める日までの間について、月額駐車料金の3倍に相当する額を遅延損害金として甲に支払わなければならないものとし、明渡しの遅延により甲が損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償する責を負う。
- (3) 前項にかかわらず、本契約終了日（明渡し期日）を超えて乙が乙自動車の搬出をせず、明渡しの義務を履行しないときは、甲は、乙がそれらの所有権を放棄したものとみなす。

すことができ、乙は、甲が乙自動車の搬出、売却、廃棄その他の処分を行うことに一切の異議を申し立てないものとする。なお、この場合における処分に要した費用は、甲の請求に基づき、全て乙の負担するものとする。

《甲の免責》

- 1 本駐車場の利用中、ご契約者およびご契約車両その他に如何なる損害が生じても、一切その責任を負いません。但し、故意または重過失によるときはこの限りではありません。
- 2 駐車スペースもしくはこれに至る経路に他の自動車が、無断もしくは違反駐車したため、利用が妨げられた場合においても、何等の補償、損害賠償等は請求できないものとする。
- 3 本駐車場や駐車場出入口に積雪がある場合でも、原則として除雪作業はおこないません。また、積雪により利用が妨げられたとしても一切その責任を負いません。
- 4 本駐車場の設備機械の故障、停電、保守点検作業若しくは修理作業又は本駐車場の入出庫口における駐車車両、出入路に係る道路工事若しくは道路規制等により、乙自動車の入出庫が行えなかったことによる損害について、甲はその責めを負いません。
- 5 甲は、駐車場設備の機械故障、他利用者による過失等による入出庫の不能が生じた場合、復旧までの間、代車及びその他代替交通費、代替駐車場料金、営業保証等についての損害に対し責を負わないものとする。

《禁止行為》

乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 駐車スペースに、乙自動車以外の車輛を駐車させることおよび乙自動車を本駐車場の駐車スペース以外に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではありません。また、甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、無権限の自動車として取り扱われても乙は何等の異議申し立てが出来ないものとする。
- (2) 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用すること。
- (3) 本駐車場に仮設か否かを問わず工作物を設置すること。
- (4) 本駐車場に備品・物品等(タイヤ・工具類など)を放置すること。
- (5) 本駐車場にバイク、自転車を駐輪・放置すること(ただし駐輪場の契約は除く)。
- (6) 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込むこと。
- (7) 本駐車場内に大型自動車等の重車輛を乗り入れること。
- (8) 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄すること。
- (9) 本駐車場で、不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等により近隣居住者等に迷惑となる行為を行うこと。
- (10) 本駐車場の原状を変更すること、又は工作物の構築若しくは設置をすること。
- (11) 本駐車場に契約者以外の自動車を駐車させること。また、ナンバープレートが外された車両や車検切れ車両等は駐車できません。

- (12) 他の本駐車場利用者に対し迷惑となる行為。その他、本駐車場に損害を及ぼす一切の行為。
- (13) 損害賠償の備えに足りると認められる自動車保険（任意保険）に加入していない状態となること。
- (14) 乙自動車を違法改造すること。
- (15) ルーフキャリア等の装備品類を装着した状態で入庫すること。
- (16) 本駐車場の車両制限を超える車両を駐車すること。乙自動車の改造が違法でない範囲であったとしても車両制限を超える改造をすること。
- (17) 駐車場管理室、機械式駐車場装置電気設備室、駐車場機械室等のなかに無断で立ち入ること。
- (18) 駐車場施設利用約款に違反すること。
- (19) 甲から貸与された本駐車場の定期券、リモコン等を複製すること。
- (20) 本契約の内容及び本駐車場及び本駐車建物に関するセキュリティ上の機密を他に漏らすこと。
- (21) 甲のこと前の承諾を得ることなく、乙自動車を変更すること。
- (22) 本駐車場の使用権の一部若しくは全部を他に譲渡し、担保の用に供すること。

《遵守事項》

乙は本駐車場の使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両駐車時において車両が固定される状態（エンジン停止、ギア位置はA T車にあってはパーキング位置、MT車にあってはバックギア又はローギア位置とし、サイドブレーキを適格にかけ、トランク（ハッチ）を含む全ドアを完全に施錠した状態）とし、駐車車両から離れる場合においてはその状態であることを点検確認すること。
- (2) 本駐車場の設備若しくは他の駐車車両に損傷若しくは汚損を与えた場合又は本駐車場内において人身事故を起こした場合には、速やかに甲に連絡すること。
- (3) 本駐車場内において車両の洗浄洗車をしないこと。
- (4) 駐車車両内で仮眠、宿泊等しないこと。
- (5) 本駐車場の建物閉館時においては、照明の消灯、シャッターの閉鎖等必要とされている動作を履行すること。
- (6) 本駐車場内における運転は徐行（時速 8km/h を超えない速度）とするなど安全第一とすること。
- (7) 本駐車場の建物閉館時においては、照明の消灯、シャッターの閉鎖等必要とされている動作を履行すること。
- (8) 駐車場施設利用約款及び取扱説明書において遵守が求められていること項を遵守すること。

《使用停止》

- (1) 甲は、本駐車場の使用に際し突発的な停電、集中豪雨等による水害、本駐車場の故障、本駐車場のメンテナンス、その他本駐車場の利用ができないと判断した場合、予め乙に連絡のうえ本駐車場の利用を停止することができるものとする。但し、非常の場合または甲の定休日、営業時間外等、甲が予めこの旨を通知連絡できないときは事後速やかに乙に報告するものとする。
- (2) 乙は、甲が本駐車場の運営休業日を定めた場合において、入出庫ができない状態になることを同意し、異議を申し立てないものとする。
- (3) 甲は、第1項及び第2項に定める本駐車場の使用停止により乙の被った損害等については賠償の責を負わず、乙は甲に対して金銭その他一切の請求はできないものとする。

《損害遅延金》

- (1) 乙は、本契約に定める債務の支払いが遅延した場合、遅延した額及び遅延した期間に対して年(365日当たり)14.6パーセント(1年に満たない部分については1年を365日日割計算とし、1円未満の端数は四捨五入する。)の遅延損害金を甲に支払う。
- (2) 前項に定める遅延損害金を乙が甲に支払ったことをもって、次に定める甲の本契約解除権の行使を妨げるものではないことを乙は承諾する。

《契約の解除》

- (1) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為があった時は、何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除し、因って被った損害賠償を乙に請求することができるものとする。この場合における解除の日が属する月の駐車料金は日割計算の対象とならない。
 - ・本駐車場の駐車料金の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
 - ・乙又は乙の関係者が、第20条に規定する駐車場施設利用約款に違背したとき又は甲に不利益を及ぼす言動若しくは行動をとったとき、その他乙による本駐車場の使用を継続することが管理上不適當であると認められるとき。
 - ・乙について解散決議、仮差押決定、仮処分決定がなされ、または強制執行、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算、会社更生等の申し立てがなされたとき、もしくは税金滞納処分、手形小切手の不渡り処分、銀行取引停止処分等がなされたとき。
 - ・甲の信用を著しく失墜させる事実があったとき。
 - ・本契約各条項に違反したとき。

《EV 区画について》

- (1) EV 区画は EV 車専用とし、それ以外の車両では契約できないことを乙は了承する。
- (2) EV 区画使用に伴う電気代（5, 0 0 0 円消費税等別途）相当額として使用料に含んでいることを乙は了承する。

以上

駐車場平面図

